

(意見書案第 23 号)

鉄道分野・公共交通への予算配分と政策推進を求める意見書

政府は本年 6 月に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方（案）」を発表した。この考え方から見て、環境問題やまちづくり政策など、持続可能な交通、社会づくりに資する鉄道分野の充実、公共交通の発展は 21 世紀に求められる国家的な重要政策であると考ええる。

一方、会計検査院は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定に余剰資金（約 1.2 兆円）があると指摘し、国庫への返納を求めている。当該勘定の資金が国鉄改革や整備新幹線の敷設の経過で生じてきた事実にかんがみれば、この資金は単に国庫返納するのではなく、いまだ達成されていない国鉄改革の目標である J R 北海道を初めとする三島会社及び J R 貨物の経営自立や経営基盤の強化への助成や、整備新幹線の建設、少子高齢化や過疎化など厳しさの増す並行在来線の維持に関連する施策等に有効に活用すべきものと考ええる。

また、私鉄、バス、フェリー等の公共交通の充実も極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、平成 23 年度予算編成において、持続可能な交通の形成に向け、次の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益余剰金については、国庫に返納させることなく、J R 北海道を初めとする三島会社及び J R 貨物の経営支援策の恒久化を含む助成策の実施、整備新幹線の計画的な建設推進、及び並行在来線の安定経営による貨物鉄道ルートと地域交通の維持のための対策等、地方路線の維持・活性化に向けた助成策を実施できるようにすること。
- 2 私鉄、バス、フェリー等公共交通機関の充実を図り、住民の足を守るために地域交通の維持及び支援策を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛